

一般社団法人 新潟県経営者協会会長
殖栗 道郎 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）においては、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定めており、新潟労働局では、当該月間中、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、過労死等防止対策推進シンポジウムや「過重労働解消キャンペーン」などの取組により、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけでなく、人員の増員や業務量の見直しに加え、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等の見直しを行うことにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

さらに、昨今は新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も求められているところです。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

貴団体におかれましては、これまで、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 31 年 4 月 1 日に施行された、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、令和 6 年 4 月 1 日からは、現在時間外労働の上限規制の適用が猶予されている業種及び職種に対する適用が始まります。

このため、当局においては、

- ① 長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた監督指導や支援の着実な実施
- ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、取り組んでいるところです。

今後とも、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しへ向け、御協力をお願い申し上げます。

令和 4 年 11 月 10 日

新潟労働局長

